



尾崎文彦がヒーハイト精工株式会社<6433>株式の変更報告書を提出（買い増し）



東証スタンダードのヒーハイト精工株式会社<6433>について、尾崎文彦が2026年3月10日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「本訂正の対象となる変更報告書No.2は、令和2年2月12日に提出されたもの（令和2年2月18日に訂正）であり、本訂正報告書提出日時点で5年間の縦覧期間を経過しております。従って、本来、訂正報告書を提出する際は、対象となる報告書の関連文書として作成するところ、システムの制約上不可能であることから、変更報告書の形式で提出するものであります。そのため、本訂正報告書はEDINETの閲覧画面上の提出書類名が「変更報告書」と表示されておりますが、内容は以下の訂正に伴う訂正報告書となります。なお、「報告義務発生日」は便宜上、「提出日」を記載しております。[訂正される報告書名]変更報告書No.2 [訂正される報告書の報告義務発生日]令和2年2月4日[訂正箇所]（訂正前）※令和2年2月12日に提出した変更報告書No.1の内容第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者（大量保有者）／1]（7） [保有株券等の取得資金] ① [取得資金の内訳] 自己資金額（W）（千円）0借入金額計（X）（千円）その他金額計（Y）（千円）上記（Y）の内訳
令和2年2月4日に遺産相続により262,400株取得取得資金合計（千円）（W+X+Y）0（訂正前）※令和2年2月18日に提出した訂正報告書の内容第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者（大量保有者）／1]（7） [保有株券等の取得資金] ① [取得資金の内訳] 自己資金額（W）（千円）85,995借入金額計（X）（千円）その他金額計（Y）（千円）上記（Y）の内訳
平成24年7月2日に贈与により312,250株取得 平成30年7月30日に譲渡制限付株式報酬により19,300株取得
令和2年2月4日に遺産相続により262,400株取得取得資金合計（千円）（W+X+Y）85,995（訂正後）※本訂正報告書の訂正内容第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者（大量保有者）／1]（7） [保有株券等の取得資金] ① [取得資金の内訳] 自己資金額（W）（千円）85,995借入金額計（X）（千円）その他金額計（Y）（千円）上記（Y）の内訳
平成18年6月29日に従業員持株会退会により5,000株取得 平成24年7月2日に贈与により312,250株取得 平成30年7月30日に譲渡制限付株式報酬により19,300株取得
令和2年2月4日に遺産相続により262,400株取得取」によるもの。

報告書によると、尾崎文彦のヒーハイト精工株式会社株式保有比率は、20.62%と4.27%買い増した。

報告義務発生日は、2026年3月10日。